

「新たな携帯電話用周波数の割当方式に関する検討会 取りまとめ」(案)に対する意見募集の結果及び意見に対する考え方
 [募集期間：令和4年9月30日(金)～10月31日(月)]
 意見提出者：計23件(法人等6件、個人17件)

意見提出者一覧

株式会社NTTドコモ	KDDI株式会社	ソフトバンク株式会社
楽天モバイル株式会社	クアルコムジャパン合同会社	公益社団法人全国消費生活相談協会
個人(17件)		

No.	意見提出者	意見	意見に対する考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
1. 総論				
	(株)NTTドコモ	原案に示された、総合評価方式(特定基地局開設料制度)に加え、「条件付きオークション」を選択可能となるよう、検討を進めることが適当であるとする基本的な方向性に賛同致します。	いただいたご意見は、賛同意見として承ります。	無
	KDDI(株)	周波数帯により伝搬特性や共用条件等の性質が異なることから、周波数帯ごとの特性や政策目標等に応じて経済的価値の反映度合いを柔軟に変更可能な制度設計が適切であると考えます。このため、『総合評価方式(特定基地局開設料制度)に加え、「条件付きオークション」を選択可能となるよう、検討を進めることが適当である』とした原案に賛同いたします。 今後の導入に向けた具体的な制度設計の検討にあたっては、当社も議論に参加させていただき、新たな割当方式の導入に向けた検討に貢献したいと考えております。なお、新たな割当方式の導入にあたっては、電波利用料や利用状況調査等の制度に対して新たな考え方を導入する必要性がないか検証を実施することが望ましいと考えます。	いただいたご意見は、賛同意見として承ります。 なお、新たな割当方式の制度設計について、検討を進める際には、現行制度との関係を整理し、必要に応じて見直しを行うことが適当であると考えます。	無
	ソフトバンク(株)	新たな割当て方式である条件付きオークションを選択可能とする帯域について、本取りまとめ(案)に記載のとおり、ミリ波等の帯域、つまりはこれまで携帯電話用周波数として割当てがなされてきた帯域とは異なる伝搬特性等を有しているミリ波帯及びそれ以上の帯域、並びに共用帯域、を対象とすることは、事業者によるイノベーションや新サービスの創出、高度化技術の実現等を推進する観点からも妥当であると考えます。 他方、sub6帯域については、人口カバー率等のエリアカバレッジへの貢献度が高い周波数帯であり、「デジタル田園都市国家インフラ整備計画」※を着実に実現する観点から、本取りまとめ(案)にも記載のとおり、早期のエリアカバレッジの達成度等を重視した従来の総合評価方式による割当てを維持することは合理的と考えます。 そのうえで、エリアカバレッジに優れたsub6帯域である4.9GHz帯については、	いただいたご意見は、賛同意見として承ります。 なお、条件付きオークションの適用条件につきましては、今後、各周波数帯に係る政策目標等を踏まえ、客観的かつ明確な判断基準を検討することが必要であると考えます。	無

		<p>前述の政策目標の趣旨も踏まえ、従来の総合評価方式のもとで、今年度中、遅くとも来年度の割当てを実施することが必要と考えます。</p> <p>※：2025年度末 5G人口カバー率：全国 97%、各都道府県 90%程度以上</p>		
楽天モバイル（株）	<p>我が国は携帯電話用周波数の割当において、スコアリングオークションの一種である「総合評価方式（特定開設基地局料制度）」を採用しており、当該方式は諸外国と同様に電波の経済的価値を反映した一定程度合理性のある割当方式であると認識しております。</p> <p>上述のとおり、我が国は世界水準の合理的な割当方式を既に導入しているにも関わらず、現行方式以上に経済的価値の考慮の度合いが大きく、「落札額の過度な高騰（とそれによるインフラ投資の遅れや利用者料金への転嫁）」、「特定事業者への周波数の集中（とそれによる公正競争の後退）」につながりかねないオークション方式を導入する必要性はないと考えます。</p> <p>なお、周波数割当ては国民共有資源の配分であり「公共の福祉の増進」を基本とすべきであることから、仮に条件付きオークションを選択可能とする場合であっても、上記懸念を完全に払拭しない限り選択すべきではなく、以下の諸点を実現すべく、今後の詳細な制度設計を行う必要があると考えます。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 特定の事業者に周波数が集中することのない仕組みであること 2 資金力のある事業者だけが周波数を獲得できる仕組みではないこと 3 各事業者が同等の条件で競争するために必要な割当幅が確保される仕組みであること 4 後発事業者育成の視点が加味された仕組みであること 5 電波の有効利用に資する時々の政策目的を実現できる仕組みであること 	<p>今後、割当ての中心になるミリ波等の高い周波数帯等については、イノベーションや新サービスの創出につなげるため、従来の総合評価方式より周波数の利用に係る条件を緩和した「条件付きオークション」を選択可能となるよう、検討を進めることが適当であると考えます。</p> <p>なお、新たな割当方式を導入する場合には、各周波数帯に係る政策目標を踏まえた制度設計を進めるとともに、オークション方式のデメリットとされる事項（落札額の過度な高騰や特定の事業者への周波数の集中等）への具体的な対応策等を検討することが必要であると考えます。</p>	無	
(公社)全国消費生活相談員協会	<p>(1)新たな割当方式の方向性 について賛成です。</p> <p>安心・安全な通信サービスのために通信インフラの整備を確保することは、必須です。最近の通信障害によるトラブルは生活に重大な影響を及ぼし、通信サービスが欠かせない社会インフラであることを再認識させられました。オークション方式においてもこれまでの通信サービスの信頼性が確保されるよう対策の検討が必要です。</p>	<p>いただいたご意見は、賛同意見として承ります。</p> <p>なお、条件付きオークションを実施することに伴う事業者の更なる負担増によって、通信インフラの整備・高度化や安全・信頼性を確保するための対策等が停滞することのないよう留意することが必要であると考えます。</p>	無	
クアルコムジャパン合同会社	<p>諸外国の動向等を分析したうえで、新たな携帯電話用周波数の割当方式に関する提言を行っている本報告書の趣旨に賛同。新たな割当方式により、より効果的に行政目的を達成できることに加え、その結果として国民が5Gなどの新たなサービスによる利益を享受できることが期待される。</p> <p>一方で、新たな周波数を割り当てる前提としては、既割当周波数が十分に有効活用され、そのうえで、更なるトラフィック増加などへの対応を行う必要性が高まった際に行われることが挙げられる。これに対して、現在は、5Gに新規に割り</p>	<p>いただいたご意見は、賛同意見として承ります。</p> <p>なお、既に割当済の電波をより一層有効利用することは重要であり、いただいたご意見は、今後の施策の検討の際に参考とさせていただきます。</p>	無	

		<p>当てられた周波数（3.7GHz帯/4.5GHz帯/28GHz帯）の利用状況は本報告書でも指摘されているように、限定的にとどまっており、その結果、国民が5Gの利益を十分に享受できるような新たなサービスの創出が進展していない状況であると言わざるを得ない。</p> <p>本報告書では、このように周波数の利用が限定的となっていること理由として、新たなサービスが創出されていないことなどが挙げられている。しかしながら、情報通信分野においては、インフラが普及してはじめて端末の普及やサービスの創出が進展するという認識を共有するべきではないか。</p> <p>日本は世界の中においても5G用の周波数がバランスよく割り当てられている。この利点を最大限に活かすことで、真の5Gのポテンシャルを活かすことができる基盤を世界に先駆けて構築することが可能である。そしてこの基盤はBeyond 5G時代の基礎基盤となるものでもある。</p> <p>まずは既割当周波数を徹底的に有効活用するための所要の措置を講じ、そのうえで新規周波数の割当へとつなげる電波行政を期待したい。</p>	<p>また、ミリ波等の高い周波数帯等を活用していくに当たり、新サービスの創出とインフラの整備は、両輪として進めていくことが重要であると考えており、いただいたご意見は、今後の施策の検討の際に参考とさせていただきます。</p>	
個人⑫		<p>本案に、基本は賛成です。</p> <p>電波という貴重な資源を、最大限活用するためには必要な措置と考えます。特に高周波帯はこれからの我が国におけるデジタル田園都市構想に必須であり、既存の事業者が競争なく整備しては諸外国に後れを取ることが考えられるためです。現にミリ波の活用が全くできていないわけであり、高周波帯において本案のオークション制度を取り入れることには賛成いたします。</p> <p>1点付け加えるなら、オークションの評価に下請けへの還元を加味すべきと考えます。現在通信設備に従事する人は多く、これから人口減少の中でシステムは高度化し、人材は貴重なものとなります。それをオークションのために下請けへの還元を減らし、圧力をかけ下請けいじめにつながってしまうと本末転倒です。下請けへの還元率を明らかにしつつ、それを点数化していくべきであると考えます。そうでなければ資金の循環は生まれず、さらに各事業者の既存設備への設備投資の鈍化につながりかねないためです。</p> <p>また、本案が楽天モバイルのために利用されないよう要望いたします。</p> <p>1.7GHz帯の整備がままならない中、プラチナバンドを既存事業者に要求する姿勢から、本案を用いて無理に楽天モバイルに周波数分配がされる恐れがあるためです。そうでなくとも楽天モバイル工事は下請けいじめばかりで赤字だらけと聞きます。まともに金銭を出せない事業者がオークションだけ参画するのは問題があると考えます。</p> <p>プラチナバンドについては各事業者が莫大な投資をし、もはやこれは容量対策周波数ではなく、ライフラインの周波数というべきです。それに無理な変更を加えることには反対です。結果として国民の財産であるプラチナバンドが、楽天モバイルによって中途半端な整備で終わり、山間部等プラチナバンドで助かる命を奪いかねません。</p>	<p>いただいたご意見は、賛同意見として承ります。</p> <p>また、新たな割当方式の具体的な制度設計については、今後、詳細に検討を行う必要があると考えます。</p> <p>なお、周波数の移行・再編の在り方につきましては、本件の意見募集の対象ではありませんが、今後の施策の検討の際に参考とさせていただきます。</p>	無

		なぜ中途半端な整備で終わると考えるか、それは JMCIA への投資抑制という楽天モバイルの公共施設への軽視の姿勢からです。絶対に必要なところに投資ができない事業者が、無理やり金を積んで周波数を持っていく、これは避けなければならないと考えます。さらに楽天モバイルは開設を当分遅らせる地域をいまさら出してきました。 本案が楽天モバイルのために用いられることの無いよう、検討願います。		
個人⑬		電波オークションに反対します。理由は、携帯電話の料金が上がる要因だからです。またオークションのお金で行うと報じられている政府主導の研究ですが、政府主導の研究は営利性が重要な研究には向きません。携帯回線の研究は携帯会社が行う方が良く、支援金を出すなら、そもそも電波オークションは不要です。結局、集めたお金は、国民の利益にはならず、政治家と総務省の研究所の無駄遣いになります。電波オークションの分だけ料金が上がるので、国民は丸損です。良い点が一つもありません。断固、反対します。	いただいたご意見は、今後の施策の検討の際に参考とさせていただきます。 なお、利用者料金への転嫁防止の観点も含め、オークション方式のデメリットとされている事項への具体的な対応策については、今後、検討を行う必要があると考えます。 また、オークション収入の用途については、割当方式の制度整備と並行して検討を行うことが適当であると考えます。	無
2. 新たな携帯電話用周波数の割当方式について				
2-1. 新たな割当方式の方向性				
(公社)全国消費生活相談員協会		「条件付きオークション」を選択可能となるよう、検討を進めることが適当との方向性で、今後検討すべき事項が示されました。消費者としても今後について注視していくことが必要と考えますが、これまでの割当方式は、理解している消費者は多くはなかったと思われれます。消費者にも分かりやすい内容で広報をお願いします。消費者が周波数の割当について関心を持つことは、オークション方式の選択について、公平で透明性のある手続きとなるのではないかと考えます。 また、オークションに参加する事業者については、消費者からの苦情処理体制が確保されていることも重要と考えます。消費者苦情への対応が適切に行われているかについても審査要件としていただきたい。	新たな割当方式を導入する場合には、国民に対して、分かりやすく周知・広報を行うことが重要であると考えます。 なお、新たな割当方式の具体的な制度設計については、今後、詳細に検討を行う必要があると考えます。	無
クアルコムジャパン合同会社		p. 27 「当該帯域を活用した新サービス（キラーコンテンツ）が創出されていないこともあり、限定的な利用にとどまっている状況にある。」については、「限定的な利用にとどまっておき、当該帯域を活用した新サービス（キラーコンテンツ）の創出が進展していない。」としてはどうか。それに続けて、「その観点からも、今後新しい割り当て方式が採用される際には事業者が新たなサービス創出の促進に取り組むことを条件とすることが適当である。」と追記してはどうか。情報通信分野においては、インフラが十分に整備されていない状態で端末の普及やサービスの創出の進展を期待することは難しい。	ミリ波帯等の高周波帯は、当該帯域を活用した新サービスが創出されていないこともあり、限定的な利用にとどまっている状況であるため、原案どおりとさせていただきます。 なお、ミリ波等の高い周波数帯等を活用していくに当たり、新サービスの創出とインフラの	無

			<p>整備は、両輪として進めていくことが重要であると考えており、いただいたご意見は、今後の施策の検討の際に参考とさせていただきます。</p> <p>また、新たな割当方式の具体的な制度設計については、今後、詳細に検討を行う必要があると考えます。</p>	
クアルコムジャパン 合同会社	p27「高い周波数帯の無線通信技術については、我が国が得意とする技術分野の一つであるため、当該技術を活用した5Gの普及展開やBeyond 5Gの開発競争が世界的に活発化している中、この分野の国際競争力を確保する観点からも、事業者等によるミリ波等の高い周波数帯の利用を促進し、世界に先駆けて利用技術やノウハウを確立するとともに、イノベーションの実現を促進するという視点も重要である」とされていることに全面的に賛同。	<p>いただいたご意見は、賛同意見として承ります。</p>	無	
クアルコムジャパン 合同会社	p29「これらの周波数帯は、事業者ごとに想定する電波の利用ニーズが多様であると考えられ、従来のように早期のエリアカバレッジの達成等を重視するのではなく、むしろ多様な使い方を許容した上で、事業者の創意工夫によるイノベーションや新サービスの創出を後押しすることで、電波の有効利用を一層促進することが有効である。」については、先述のとおりインフラが普及してはじめて端末の普及やサービスの創出が進展すると考えられ、エリアカバレッジ達成促進の政策的優先順位が新サービス創出等より劣るものではない。このため、「これらの周波数帯は、事業者ごとに想定する電波の利用ニーズが多様であると考えられ、従来のように早期のエリアカバレッジの達成等を重視するとともに、多様な使い方を許容した上で、事業者の創意工夫によるイノベーションや新サービスの創出を後押しすることで、電波の有効利用を一層促進することが有効である。」としてはどうか。	<p>ミリ波等の高い周波数帯については、電波の特性上、伝搬距離が短く、また、他の無線システムとの共用が必要な周波数帯については、地理的・時間的な制約が生じるため、いずれの周波数帯も、当面は、早期のエリアカバレッジの達成等を重視することよりもむしろ、主にスポット的な利用ニーズに即して、事業者の創意工夫による電波の有効利用が促進されることが期待されていると考えます。このため、原案どおりとさせていただきます。</p> <p>なお、ミリ波等の高い周波数帯等を活用していくに当たり、新サービスの創出とインフラの整備は、両輪として進めていくことが重要であると考えており、いただいたご意見は、今後の施策の検討の際に参考とさせていただきます。</p>	無	

2-2. 新たな割当方式の導入において留意すべき事項			
2-2-1. オークション方式のデメリットとされている事項への対応策			
(株) NTTドコモ	オークションのデメリットとされている事項への具体的対策の実装方法については、諸外国の事例も踏まえつつ、オークションの都度、周波数特性を鑑みた適切な議論・検討を行うことが必要と考えます。 また、例に示された通り、価格高騰抑止のため、想定需要に対する十分な割当幅を確保することや、特定事業者への周波数の集中に対して、諸外国の事例も参考にしつつ、適切な周波数キャップや競り上げラウンド上限を設定することなどについて、検討することが必要と考えます。	オークション方式のデメリットとされる事項（落札額の過度な高騰や特定の事業者への周波数の集中等）への具体的な対応策につきましては、今後、諸外国の事例も踏まえ、検討することが必要であると考えます。	無
KDDI (株)	『2. 諸外国の携帯電話用周波数の割当方式 について』に記載のとおり、既にオークションを導入している複数の諸外国で落札額が過度に高騰した事例があり、それらを抑止するために様々な手法を用いて対応されています。 新たな携帯電話用周波数の割当方式の導入にあたっては、我が国の強みである「強靱かつ高品質なネットワーク」が、5G・Beyond 5G 時代も維持されることが重要であり、諸外国の高騰防止策も踏まえ、落札料の過度な高騰を防ぐ仕組みが導入されることが重要と考えます。		無
(公社) 全国消費生活相談員協会	(2) 新たな割当方式の導入において留意すべき事項 について賛成です。 オークションの落札額の高騰によって、事業者のインフラ整備が遅れたり、ユーザ料金へ転嫁が行われたりするものがないよう、諸外国の事例を参考に十分な検討が必要です。		無
楽天モバイル (株)	取りまとめ (案) にてご指摘のとおり、公正な事業者間の競争を促進するためには、後発事業者が既存事業者と同等のサービスを提供できるよう、最低限必要な周波数帯域を割り当てることが重要です。仮に条件付きオークションを選択可能とする場合は、「周波数キャップのほか、新規事業者のみが参加できる特別な周波数枠を設けて入札を行う優遇措置 (取置き (set aside)) や、経済的負担に配慮するため、一定の要件を満たす小規模事業者に落札額から一定額を減免する割引 (入札クレジット) 措置など」も一例に、新規事業者や後発事業者育成の観点で加味された制度的な手当てを講ずる必要があると考えます。		無
個人⑥	オークション方式を導入するにあたって懸念されている点は主に転売、負担増加、外資参入の3つだが、これらは全て解決できる。 まず転売を抑止するには1社が持てる周波数を制限することが1番だ。ただ複数の参加事業者に関与する実質的な経営支配者には注意してほしい。 事業者、利用者への負担増加については、オークションによって得られた資金を財源に復興特別所得税、印紙税といった主要な国税を引き下げれば解決できる。外資による安全保障の懸念についてはむしろオークション方式の導入で改善できる。新規参入が無ければ既に参入している事業者に影響力を行使すれば良いだけからだ。		特定の事業者への周波数の集中等、オークション方式のデメリットとされている事項への具体的な対応策につきましては、今後、検討を行う必要があると考えます。 そのほか、いただいたご意見につきましては、今後の施策の検討の際に参考とさせていただきます。

個人⑧		<p>表記「取りまとめ」のうち、“2. 諸外国の携帯電話用周波数の割当方式について、(2) オークション方式のメリット・デメリットとされている事項、(イ) オークション方式のメリットとされている事項” 中のパラグラフとして、下記を加えることが望ましいと考えるので、この旨表明します。</p> <p>オークション方式によって免許を取得した事業者は、免許資格および条件の範囲内で周波数の市場価格に相当する代価を支払うことになり、その限りで（比較審査時と異なり）何らの既得権をも入手することにならない。その結果、将来において技術・ビジネス環境等の変化により、同事業者が免許を他事業者に（同一免許資格・条件下で）有償譲渡することについて、経済的不公正を生ずることなくこれを容認でき、将来にわたって周波数の効率的利用に資することができる。</p>	<p>本項は、諸外国の事例調査を踏まえて記載しており、原案のとおりとさせていただきます。</p> <p>なお、新たな割当方式の具体的な制度設計につきましては、今後、詳細に検討を行う必要があると考えます。</p>	無
2-2-2. オークション収入の用途等について				
	(株) NTTドコモ	<p>オークション収入の用途については、5G 地方展開の促進支援、不感地エリア対策補助、災害対策・復旧費用への補填などへの活用を検討頂き、電波利用料のあり方を含めた見直しなど、事業者における負担軽減の側面への考慮についても希望致します。</p>	<p>オークション収入の用途につきましては、今後、新たな割当方式の制度整備と並行して検討を行うことが適当であると考えます。</p>	無
	KDDI (株)	<p>『オークション収入の用途については、モバイル市場の発展や国際競争力強化、5Gのインフラ整備、モバイルネットワークの社会インフラとしての機能の一層の強化等に充てるべきとする意見があり、今後、新たな割当方式の制度整備と並行して検討を行うことが適当である。』とした原案に賛同いたします。</p> <p>具体的には、Beyond 5G 時代の日本の国際競争力向上に向けた研究開発の推進やデジタル田園都市国家構想実現に向けた過疎地や不感地エリアへの地方展開支援、強靱かつ高品質なネットワークを維持するための災害対策費用等の、モバイル市場の発展や社会問題解決に資するものに活用されることが適当と考えます。</p>	<p>いただいたご意見は、賛同意見として承ります。</p> <p>なお、オークション収入の用途につきましては、今後、新たな割当方式の制度整備と並行して検討を行うことが適当であると考えます。</p>	無
	ソフトバンク (株)	<p>条件付きオークションの収入については、新たな割当方式の制度整備と並行して検討を行う方向性が示されていますが、昨今の自然災害の激甚化や通信インフラの障害が多発していることを踏まえれば、本取りまとめ（案）に記載のとおり、モバイルネットワークの社会インフラ機能の強化等の用途に活用することは効果的であり、日本のモバイルネットワークの品質をさらに高めることに資することから有益であると考えます。</p> <p>なお、条件付きオークションにより割当てられた帯域の電波利用料については、諸外国の事例等を参考に経済的価値分の金額を一定程度控除する等の配慮が必要と考えます。</p>	<p>いただいたご意見は、賛同意見として承ります。</p> <p>なお、新たな割当方式の制度設計を検討する際には、現行制度との関係を整理し、必要に応じて見直しを行うことが適当であると考えます。</p>	無
	(公社) 全国消費生活相談員協会	<p>オークション収入の用途について、モバイル市場の発展、国際競争力の強化は必要と考えられますが、安心・安全な通信サービスのためには、通信インフラ整備は、重要と考えますので、十分な検討をお願いいたします。</p>	<p>オークション収入の用途につきましては、今後、新たな割当方式の制度整備と並行して検討を行うことが適当であると考えます。</p>	無

クアルコムジャパン 合同会社	p32「また、オークション収入の用途については、モバイル市場の発展や国際競争力強化、5Gのインフラ整備、モバイルネットワークの社会インフラとしての機能の一層の強化等に充てるべきとする意見があり、今後、新たな割当方式の制度整備と並行して 検討を行うことが適当である。」の末尾に、以下の一文を加えてはどうか。「さらに、既に5G用に割り当てた周波数の利活用を一層促進するための必要な施策を講じていくことが適当である。」	オークション収入の用途につきましては、今後、新たな割当方式の制度整備と並行して検討を行うことが適当であると考えていることから、原案どおりとさせていただきます。 なお、既に割当済の電波をより一層有効利用することは重要であり、いただいたご意見は、今後の施策の検討の際に参考とさせていただきます。	無
2-3. まとめ			
クアルコムジャパン 合同会社	p33「一方、このような～必要である。」の末尾に、以下の一文を加えてはどうか。「その前提として、既に5G用に割り当てた周波数の利活用を一層促進するための必要な施策を講じていくことが必要である。」	本項目では、新たな割当方式を導入する場合に、更に検討が必要となる事項を記載していることから、原案どおりとさせていただきます。 なお、既に割当済の電波をより一層有効利用することは重要であり、いただいたご意見は、今後の施策の検討の際に参考とさせていただきます。	無
2-3-1. 各周波数帯に対応した政策パッケージの検討			
(株)NTTドコモ	ニーズに応じたピンポイント的なエリア展開が必要なミリ波等の高い周波数帯においては、エリアカバレッジ等の事業者の義務を一定程度にとどめて、裁量の余地を増やすことでイノベーションを促進するなど、その周波数帯の特性に応じた条件付けを行うことにより、周波数有効利用がより実現できるような制度設計を希望致します。	新たな割当方式を導入する場合には、各周波数帯に係る政策目標を踏まえた制度設計を進めることが必要であると考えます。	無
2-3-2. 各周波数帯の政策目標を踏まえた割当方式の検討			
2-3-2-1. 条件付きオークションの適用条件			
楽天モバイル(株)	携帯電話用周波数の割当にあたっては、「公共の福祉の増進」という観点から、いずれかの割当方式を選択した理由、当該方式を選択することにより実現を目指す政策目標等を明確に公示すべきと考えます。	条件付きオークションの適用条件につきましては、各周波数帯に係る政策目標を設定した上で、客観的かつ明確な判断基準を検討することが必要であると考えます。	無
個人 ¹⁴	プラチナバンドの再分配も本件の対象にすべき。		無

	個人 ^⑮	プラチナバンドも本件の周波数割り当ての対象にしてください		無
2-3-2-2. 排他的な免許申請期間について				
	(株) NTTドコモ	条件付きオークションを選択した場合に確保すべき排他的な免許申請期間については、中長期的な事業者の投資促進による国民や産業への寄与を考慮し、周波数割当制度を通じて実現する短いサイクルでのイノベーション促進による影響度合いも勘案し、適切な期間を議論・検討することが必要と考えます。	排他的な免許申請期間については、事業の予見可能性の確保や、イノベーションの実現を後押しする観点のバランスを勘案し、条件付きオークションを選択した場合に、どの程度の期間を確保すべきか検討することが必要であると考えます。	無
	ソフトバンク(株)	条件付きオークションを選択可能とするミリ波等の帯域(ミリ波帯、それ以上の帯域、及び共用帯域)については、今後事業者による創意工夫のもとで利用ニーズに則した有効利用の促進が期待されていると認識しています。 本取りまとめ(案)において、条件付きオークションを選択した帯域の排他的な免許申請期間は、事業の予見可能性を確保の観点と当該期間を短いサイクルとすることで事業者によるイノベーションを促進する観点等のバランスが重要との方向性が示されていますが、当該期間は、利用者のニーズや技術動向等も踏まえ、今後検討される新たな割当て方式において合理的な期間を設定していくことが重要と考えます。 なお、新たな割当て方式の検討において上記事項を検討するうえでは、オークション制度の当事者である携帯電話事業者の意見も取り入れることが有益であることから、広く意見聴取のうえ、実施していくことが重要と考えます。	また、当該期間を検討する際には、利用者のニーズや技術動向等も踏まえることが適当であると考えます。	無
2-3-2-3. 最低落札価格				
	ソフトバンク(株)	条件付きオークションが選択された場合の最低落札価格の算定については、本取りまとめ(案)において「特定基地局開設料の標準的な金額の算出に係る議論も踏まえることが適当」との考え方が示されていますが、現在の特定基地局開設料の標準額は諸外国のオークション落札価格をもとに算定しており、これまではその金額に対して一律50%の係数を適用した金額が実質的な最低落札価格として運用されています。 他方で、諸外国のオークションの落札価格は、オークションの実施時期や割当ての対象となる周波数の特性や帯域幅、各国の事業者間の競争環境、経済状況等、様々な環境により変動すると推測されますが、ミリ波帯のオークションの落札価格の中には、最低入札価格から約8倍となっている事例 ^{※1} や台湾のように不成立となった事例 ^{※2} も存在しています。 このようにオークション制度を効果的に機能させるためには、最低落札価格の基準が重要と考えられることから、日本における最低落札価格の算定においては、現在の一律に係数を適用する方式に加えて、諸外国の諸環境を考慮するため、諸外国の最低入札価格も参考にすることも有効と考えます。 なお、新たな割当て方式の検討において上記事項を検討するうえでは、オークション制度の当事者である携帯電話事業者の意見も取り入れることが有益であることから、広く意見聴取のうえ、実施していくことが重要と考えます。	最低落札価格の算定方法につきましては、諸外国の過去のオークションの最低落札価格や最終的な落札価格等、算出に当たり考慮すべき要素について必要性等を考慮した上で、算出式の考え方を示すことが必要であると考えます。	無

		<p>※1：アメリカの 2020 年に終了した 37GHz 帯・39GHz 帯・47GHz 帯のオークションでは全体で最低価格に対して 8 倍の落札価格</p> <p>※2：台湾の 2020 年に終了した 28GHz 帯のオークションでは 1/3 の周波数ブロックが売れ残り</p>		
2-3-2-4. 電波の利用状況のフォローアップ				
	(株) NTTドコモ	<p>周波数有効利用の実現の観点から、割当て後の電波の利用状況に係る実績のフォローアップは必要と考えます。</p> <p>未知なる将来を考慮したフォローアップ方針に基づき、周波数利用実績の検証によりフォローアップを進める等、事業者のイノベーション促進や新たなサービス創出を妨げることのないようにすべきと考えます。</p>	<p>いただいたご意見は、賛同意見として承ります。</p> <p>電波の利用状況に関するフォローアップにつきましては、事業者の創意工夫によるイノベーションや新サービスの創出といった政策目標に資するものであることが重要であると考えます。</p>	無
3. その他				
3-1. 周波数の移行・再編等				
	個人①	<p>将来的な米国・欧州の 600MHz 帯プラチナバンド化を見据えた場合、地上デジタル放送で 632.357857MHz (40ch) 以上を使用する小規模局及びミニサテ局の CATV 化や光回線による代替による廃止又は NHK の違法な受信料徴収行為で TV 保有世帯が急速に減少し経営破綻する民間放送局が出て空き周波数が発生する事を考慮すれば自動的に 632MHz 以上の周波数を携帯電話に転用可能となる。</p> <p>国内世帯の 90%以上は親局・大規模・重要局の 577.927857MHz 以下の放送を受信している為、それらの地域のミニサテ局を廃止ないしは潰れた民放局及び NHK 地上波の 1ch 化による周波数削減で 32.357857MHz (40ch) 以上を放送に使用しない新たなプラチナバンドが捻出出来る。</p> <p>100MHz 以上離れた場合互いに影響を与える干渉は無視出来る事と、住宅のブースターの台数は各携帯電話会社の基地局数より少ない為、現状楽天が求めている 800MHz 帯の再編より安く上がるし一部は個人による DIY 程度で済む。</p> <p>需要増で 600MHz 帯解禁を急ぎたい米・欧州に歩調を合わせると 600MHz 帯対応の受信チップを米・欧州の携帯電話会社と共同調達する事で安価にすることが可能であり、NEC や富士通等のメーカーも基地局需要の喚起により国内経済の浮揚効果も期待出来る。</p> <p>最早老害と底辺の娯楽と化した NHK 及び民放を見限り国内の通信インフラのひっ迫解消・産業振興を見据えた未来に目を向けるべきでは？</p>	<p>周波数の移行・再編の在り方につきましては、本件の意見募集の対象ではありませんが、今後の施策の検討の際に参考とさせていただきます。</p> <p>そのほか、いただいたご意見につきましては、今後の施策の検討の際に参考とさせていただきます。</p>	無
	個人②	<p>5G の割り当てばかり取り上げられていますが、楽天モバイルはプラチナバンドを割り当てられていません。総務省がプラチナバンドを割り当てないことで、携帯既存 3 社の既得権益を守ろうとしている意図が感じられる。理由は天下りかなのかは知らないが、行政機関として公正な判断をお願いします。</p> <p>また、既存の携帯会社がプラチナバンドの再割り当てに反対してありますが、企業は</p>		無

		利益を追い求めるのが通常で、独占状態を維持しがります。しかし、ドコモなどの既存企業の意見を鵜呑みにしては公正な市場はつくれないです。また、ドコモは元国営企業なのに、プラチナバンドを独占しようとするのはおかしい。行政指導を入れるべきです。	
	個人④	楽天モバイルにプラチナバンドを再分配しない理由はなんですか？新規参入企業を冷遇しては公正な競争ができないと思います。	無
	個人⑤	楽天モバイルにプラチナバンドを割り当てていない現状で、なぜ割り当てを5Gの電波に限定するのかわからない。プラチナバンドを携帯会社に割り当ててないことの方が問題だと思います。楽天モバイルのユーザーにもプラチナバンドの恩恵を受けさせて欲しい。楽天モバイルのユーザーも税金を払ってます。電波は国民の財産のはずです。	無
	個人⑦	将来的に5Gの通信にプラチナバンドを活用されることも考えられるので、プラチナバンドも再割り当ての対象にすべき	無
	個人⑨	楽天モバイルへの割当は反対です。理由は楽天は直近でも無料を謳って利用者を増やしておきながら、プランの変更などを行った実績があるように、過去から国民に対して手のひら返しを繰り返し行い、信用できない業者だからです。割当が行われた際に数年以内にプランの値上げ等や変更が行われることは目に見えております。このような国民からの信頼の低い業者の言い分を聞く必要はありません。公平性が担保できない業者に公共性の高い電波の割当を行うと国民が迷惑します。公平性を担保できるドコモやAUなどの業者に割当を継続することを望みます。	無
	個人⑩	周波数の割り当てに関しては、700MHzは、完全に携帯電話専用にしてほしいです。(band28) 700MHzは楽天モバイル様がプラチナバンドを要望しているものもあり、テレビ放送やITSが 残りの帯域割り当ての妨げになっていると感じます。 反対に、1.5GHz帯(band11, 21)をITSへ譲渡して問題ないと感じます。 最近のSIMフリースマホや携帯でも、1.5GHz対応している機種はほとんどなく、前述の700MHz帯が確保できれば、何ら支障はないと感じます。 また、可能であれば、中南米のように600MHz帯も携帯電話に割り当てすると、山間部での利便性が向上すると考えられます。 テレビは、今後の4K放送が帯域が間に合うのであれば、再度VHF帯に戻してもらった方がよいかもしれません。 VHF-High帯を過去にはNot-TV様に割り当てしておりましたが、現在は使用する業者様がいなくなりました。 4Kが無理であれば、既存のデジタルテレビ放送に再度VHF帯の使用を検討してほ	無

		<p>しいです。 いずれにせよ、周波数帯割り当てを携帯電話最優先で進めるべきだと考えております。 なにとぞよろしくお願いいたします。</p>		
個人⑯	<p>楽天モバイルの新規参入による携帯電話周波数帯再割当てについて、まずはBand3における公共業務用無線割当ての移行スケジュールに沿い、5MHz帯域で運用されている基地局を20MHz帯域での運用をすることをまずは目指すべきである。</p> <p>その上で、各社から10MHz帯ずつプラチナバンドと呼ばれる700MHzから800MHz帯域を割り当てる必要がある。(機種によっては、Bandを1個しか掴まないことがあるため)、5MHzでは心許ない。)まず、自社でできる限りの最大限の基地局運用を行った上でなければ、他の事業者は納得しないのではないかと考える。</p> <p>さらに、契約者が少ないにも関わらずプラチナバンドを割当てたとしても、十分に有効活用されるとは考えづらく、5G基地局などの設置で高速化をアピールし、十分に契約者を確保した上で割当てを検討する必要もあるのではないかと考える。但し、これらの努力を十分に行った上でプラチナバンドが既存3社から再分配されないのは、既存3社の怠慢であるため、こちらに関しては許容できるものではない。</p>			無
個人⑰	<p>本改正にあわせて技適の審査を簡素化または低廉化し、Wi-Fiアライアンス等の国際的に通信事業者や通信機器製造者が共通化を図った認証を行っている周波数帯に関して日本でも早急に認可がなされるような制度の導入を検討したほうが良い。</p>	<p>ご意見の認可制度につきましては、本件の意見募集の対象ではありませんが、今後の施策の検討の際に参考とさせていただきます。</p>		無
3-2. その他				
個人③	<p>2ページ「我が国の移動通信システムについては、携帯電話等の契約数が急増しており」「急増」ではなく文章も数値で示すべき。 「増加」であって「急増」とまでは言えないと思うが、数値なら誤解は発生しないのに、なぜ「急増」という表現を使うのか？ グラフを見ても「増加」であって「急増」ではない。</p> <p>8ページ「4Gの導入期に入ると、これまで音声やメール送受信が主流であった携帯電話の用途が、音声通話のみならずデータ通信にも拡大した」 メール送受信はデータ通信だから「データ通信にも拡大した」は間違い。</p> <p>13ページ「約994億ドイツマルク(約5兆600億円)」これは何円での計算かを記載すべき。</p> <p>11ページ「最大5億3,000万ポンド」これはなぜ円換算されていないのか？</p>	<p>いただいたご意見については、参考として承ります。</p>		無
個人⑪	<p>1ページ 「我が国の携帯電話」 この「携帯電話」とは「携帯電話」「スマートフォン」「PHS」の「携帯電話」に該</p>	<p>ご意見を踏まえ、38ページの太字となっている部分について修正いたします。</p>		有

	<p>当するのか、「携帯する電話」という意味なのかややこしい。 区別して記載されている公文書や、区別されずに記載されている公文書があってややこしいので、毎回冒頭に「携帯電話」の定義を書いてほしい。</p> <p>1 ページ 「電波」は差別用語ではないが、差別用語として使われているので「波長」を使ってほしい。 「言い逃れができる差別用語」なのだから「電波」の辞書的な意味は示さなくていい。 「電波が強い」は「頭がおかしい」の意味である。</p> <p>1 ページ 「我が国の割当方式」 なぜ「日本」ではなく「我が国」なのか？ 「わがくに」「わがこく」どちらか分からない。 「我が」は戦時を連想させるので使わないでほしい。</p> <p>11 ページ 「トラフィック」ではなく、なぜ「トラヒック」なのか？ 総務省の「令和元年版 情報通信白書 データトラフィックの拡大」では「トラフィック」になっている。</p> <p>38 ページ 「一橋大学 ソーシャル・データサイエンス教育研究推進センター 教授」 ここだけが太字なのはなぜか？</p>	<p>そのほか、いただいたご意見については、参考として承ります。</p>	
--	--	--------------------------------------	--

(注意事項)

提出されたパブリックコメントの区分については、原則として提出された区分に従って分類しています。ただし、特に区分について明示されていないものや、他の区分に入れた方が適切だと思われるものについては、事務局において分類しています。また、いただいたご意見については一部要約するとともに、ご意見を分類する上で、分類後の文章において意味が繋がるよう、必要な文章調整を行っています。